

平成28年度 沼田市地域公共交通会議次第

日 時 平成28年5月24日(火)  
午後2時より  
場 所 沼田市役所北庁舎  
4階 中会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 沼田市地域公共交通会議会長の職務代理について

(2) バス路線「沼須線」に係わる地域内フィーダー系統確保維持計画  
について

(3) その他

4 閉 会

生活交通確保維持改善計画（案）  
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成28年6月 日  
 （自治体名称）沼田市

1. 生活交通確保維持改善計画の名称
沼田市フィーダー系統確保維持計画
2. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>沼田市では公共交通の確保のためバス事業者に委託し、現在10路線の路線バスを運行している。運行形態については、平成23年度に大幅な見直しを行い、現在は、各路線が市街地に入ると主要医療機関を巡回するルートをとっている。また、昨年度は地域医療の中核を担う病院が公共交通空白地域に移転したことから、小型バスを新たに1台導入し、路線を新設した。これにより今まで12地域存在していた公共交通空白地域は11地域へと減少し、路線バスの利便性も向上した。なお、新設路線においては、1ヵ月あたり1,000人前後の乗車人数があり、移動手段を持たない交通弱者の通院などに欠かせない路線となっていることから、継続した運行が望まれる。</p>
3. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>当該地域内フィーダー系統の利用目標を次のとおり見込む。</p> <p>1. 1日あたりの乗車人数              平成27年9月1日から平成28年3月31日までの乗車人数実績 7,446人              平成27年9月1日から平成28年3月31日までの運行日数 142日              （7,446人／142日）≒52（人／日）              委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、路線定着を図ると共に利用者数を3ヶ年維持することを目標とする。</p> <p>2. 収支割合              ■平成27年9月1日から平成28年3月31日までの実績により運行事業者に運行経費の概算を依頼              ・年間収益見込み 2,510,435円              ・概算運行経費 7,213,620円（車両購入費は除く）              （2,510,435円／7,213,620円）×100＝34.8%</p> <p>委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、路線定着を図ると共に収支割合を3ヶ年維持することを目標とする。</p>
（2）事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の多くが通院目的のため、交通弱者への交通手段を確保することにより、医療ニーズへの充足を図る。</li> <li>・沼須町から市街地への交通手段を確保することにより、日常生活の利便性の向上を図る</li> </ul>

<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>1. 路線図 別添図のとおり</p> <p>2. 予定している時刻表 別添時刻表のとおり</p> <p>3. 予定している運行期間 平成28年10月1日から平成29年9月30日（土日祝日を除く） 平成29年10月1日から平成30年9月30日（土日祝日を除く） 平成30年10月1日から平成31年9月30日（土日祝日を除く）</p> <p>4. 運送予定事業者 関越交通株式会社</p> <p>5. 地域内フィーダー系統の補足資料 平成27年12月（9月～11月迄は試行運行）から運行を開始した新設路線であり、沼田駅と沼田市保健福祉センターを主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線をはじめ他の路線との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
<p>6. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>7. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【<u>地域内フィーダー系統のみ</u>】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>9. 車両の取得に係る目的・必要性【<u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>沼須線は新規に運行を開始した路線であり、当該路線を運行する車両を手当てすることができなかったため、平成27年12月より新たに小型車両を1台導入した。当該路線の運行を継続するため、車両取得に要した費用について、5年間で減価償却を行う。</p>

<b>10. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
平成29年度 運行を継続 平成30年度 運行を継続 平成31年度 運行を継続	
(2) 事業の効果	
新路線を継続運行することにより、地域医療の中核を担っている病院をはじめとした医療機関などへの交通弱者の通院手段が確保される。	
<b>11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付	
<b>12. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
・平成28年5月24日 沼田市地域公共交通会議で事業内容、計画について協議	
<b>13. 利用者等の意見の反映</b>	
地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。また、利用者アンケートを実施した。	
<b>14. 協議会メンバーの構成員</b>	
関係都道府県	群馬県県土整備部交通政策課長 沼田土木事務所長
関係市区町村	沼田市副市長 沼田市市民部長 沼田市都市建設部長
交通事業者・交通施設管理者等	関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長
地方運輸局	関東運輸局群馬運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	沼田市区長会副会長（区長会選出代表区長） 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 群馬県沼田市東原新町 1801-40

(所 属) 沼田市役所市民部生活課生活係

(氏 名) 佐藤孝憲

(電 話) 0278-23-2111

(e-mail) takanori@city.numata.gunma.jp

# 沼須線経路図



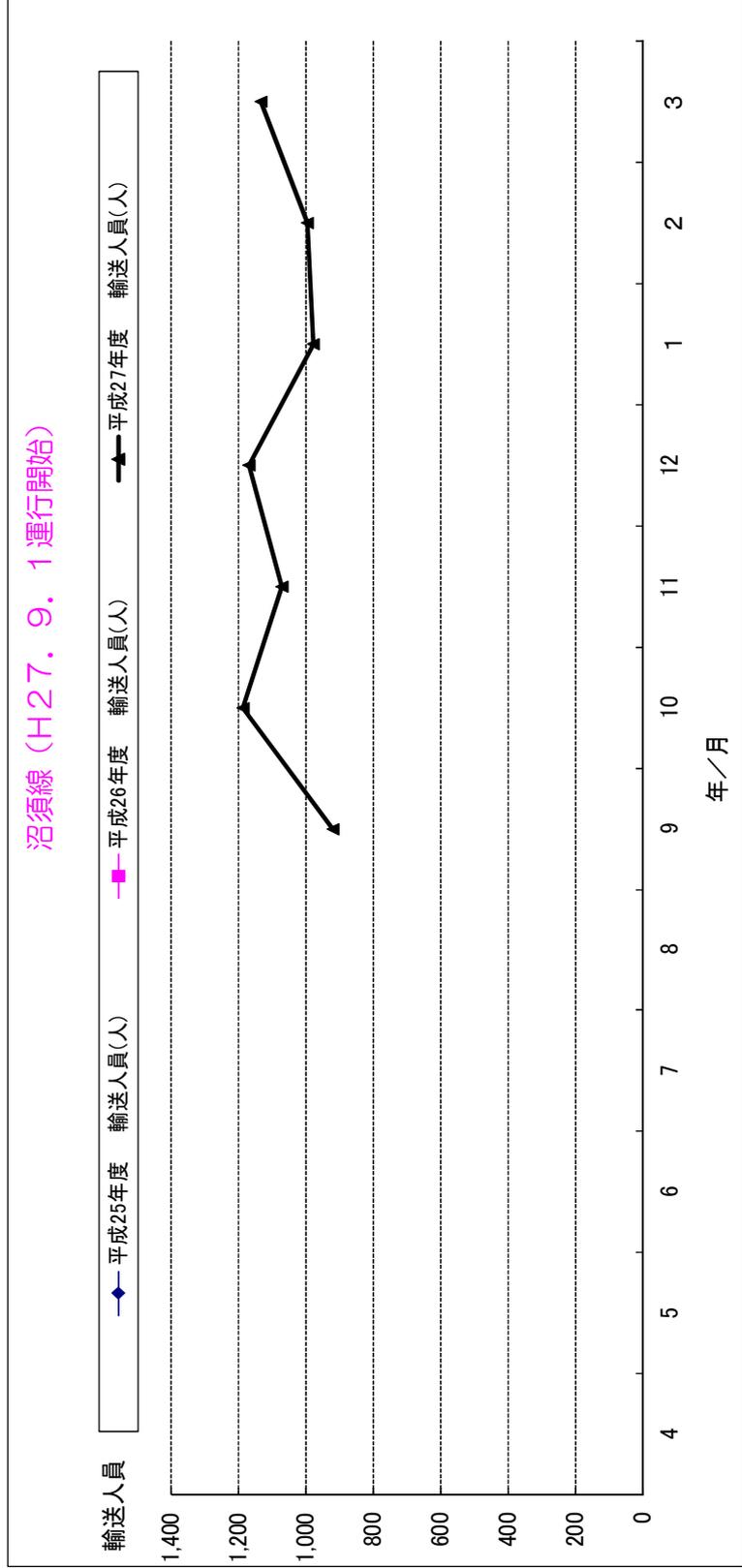
沼須線時刻表

沼田駅→利根中央病院										
停留所										
沼田駅	7:55	8:45			11:45	13:20	14:27	15:28		17:35
清水町	7:55	8:45			11:45	13:20	14:27	15:28		17:35
榛名町	7:56	8:46			11:46	13:21	14:28	15:29		17:36
榛名幼稚園前	7:57	8:47			11:47	13:22	14:29	15:30		17:37
沼田局前	7:58	8:48			11:48	13:23	14:30	15:31		17:38
市役所前	7:59	8:49			11:49	13:24	14:31	15:32		17:39
東倉内町	8:00	8:50			11:50	13:25	14:32	15:33		17:40
材木町	8:01	8:51			11:51	13:26	14:33	15:34		17:41
沼田高校入口	8:02	8:52			11:52	13:27	14:34	15:35		17:42
中央病院前	8:03	8:53			11:53	13:28	14:35	15:36		17:43
国立病院入口	8:03	8:53			11:53	13:28	14:35	15:36		17:43
沼田市保健福祉センター前	8:05	8:55	9:55	10:38	11:55	13:30	14:37	15:38	16:33	17:45
国立病院	8:07	8:57	9:57	10:40	11:57	13:32	14:39	15:40	16:35	17:47
西原新町	8:09	8:59	9:59	10:42	11:59	13:34	14:41	15:42	16:37	17:49
細新道	8:10	9:00	10:00	10:43	12:00	13:35	14:42	15:43	16:38	17:50
上沼須	8:11	9:01	10:01	10:44	12:01	13:36	14:43	15:44	16:39	17:51
でんしゃ道	8:12	9:02	10:02	10:45	12:02	13:37	14:44	15:45	16:40	17:52
砥石神社	8:13	9:03	10:03	10:46	12:03	13:38	14:45	15:46	16:41	17:53
沼須	8:14	9:04	10:04	10:47	12:04	13:39	14:46	15:47	16:42	17:54
利根中央病院	8:18	9:08	10:08	10:51	12:08	13:43	14:50	15:51	16:46	17:58
利根中央病院→沼田駅										
停留所										
利根中央病院		9:20	10:15	10:57	12:20	13:53	14:55	16:10	17:00	18:10
沼須		9:22	10:17	10:59	12:22	13:55	14:57	16:12	17:02	18:12
砥石神社		9:23	10:18	11:00	12:23	13:56	14:58	16:13	17:03	18:13
でんしゃ道		9:24	10:19	11:01	12:24	13:57	14:59	16:14	17:04	18:14
上沼須		9:25	10:20	11:02	12:25	13:58	15:00	16:15	17:05	18:15
細新道		9:26	10:21	11:03	12:26	13:59	15:01	16:16	17:06	18:16
西原新町		9:27	10:22	11:04	12:27	14:00	15:02	16:17	17:07	18:17
国立病院		9:29	10:24	11:06	12:29	14:02	15:04	16:19	17:09	18:19
沼田市保健福祉センター前		9:33	10:28	11:08	12:31	14:04	15:06	16:23	17:11	18:21
国立病院入口				11:09	12:32	14:05	15:07		17:12	18:22
中央病院前				11:09	12:32	14:05	15:07		17:12	18:22
沼田高校入口				11:10	12:33	14:06	15:08		17:13	18:23
材木町				11:10	12:33	14:06	15:08		17:13	18:23
東倉内町				11:11	12:34	14:07	15:09		17:14	18:24
市役所前				11:12	12:35	14:08	15:10		17:15	18:25
沼田局前				11:13	12:36	14:09	15:11		17:16	18:26
榛名幼稚園前				11:15	12:38	14:11	15:13		17:18	18:28
榛名町				11:16	12:39	14:12	15:14		17:19	18:29
清水町				11:17	12:40	14:13	15:15		17:20	18:30
沼田駅				11:20	12:43	14:16	15:18		17:23	18:33

路線名 沼須線 (H27. 9. 1 運行開始)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成25年度 輸送人員(人)													0
平成25年度(運行 あたり)輸送人員(人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
平成26年度 輸送人員(人)													0
平成26年度(運行 あたり)輸送人員(人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
平成27年度 輸送人員(人)						917	1,186	1,071	1,167	979	993	1,133	7,446
平成27年度(運行 あたり)輸送人員(人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.08	5.94	5.93	5.58	5.42	5.22	5.42	5.52

沼須線 (H27. 9. 1 運行開始)



## 沼田市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、沼田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (協議事項等)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、市長は、その内容を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) バス停留所の新設
- (4) バス停留所の位置及び名称の変更
- (5) 災害等による緊急的又は臨時的な路線の変更

### (委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市長が指名する職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (5) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 一般社団法人 群馬県バス協会
- (8) 一般社団法人 群馬県タクシー協会
- (9) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する職員

(10) 群馬県県土整備部交通政策課長又はその指名する職員

(11) 前号に掲げる者のほか、道路管理者、群馬県警察、学識経験者、その他市長が交通会議の運営上必要と認める者

2 委員は、交通会議の会議（以下「会議」という。）に代理人を出席させることができる。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営等）

第4条 交通会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

7 会議は原則公開とする。

（協議結果の取扱い）

第5条 委員及びその関係者は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第6条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を審議するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 交通会議の庶務、地域公共交通に関する相談、苦情及びその他の対応は、市民部生活課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

## 沼田市地域公共交通会議委員名簿

番号	委員氏名	所属名称・役職等	備 考
1	五十嵐靖男	沼田市副市長	
2	松井 玲子	沼田市市民部長	
3	師 良一	沼田市都市建設部長	
4	田口 文夫	沼田市区長会副会長	
5	生方 章子	沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長	
6	佐藤 俊也	関越交通(株)代表取締役社長	
7	高橋 良彰	(一社)群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長	
8	柳澤 孝司	全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長	
9	小林 勝市	(一社)群馬県バス協会会長	
10	今井 宏一	(一社)群馬県タクシー協会会長	
11	池田 豊	関東運輸局群馬運輸支局長	
12	小此木康明	群馬県県土整備部交通政策課長	
13	大竹 哲也	沼田土木事務所長	
14	神戸 勇	沼田警察署長	